

[個人情報保護法制の最新動向]

① 2020年個人情報保護法改正の概要と情報処理実務への影響

基
般

板倉陽一郎 ひかり総合法律事務所



2020年個人情報保護法改正と2021年個人情報保護法改正の全体像

本稿の射程

本稿では、2020年個人情報保護法^{☆1}改正と2021年個人情報保護法改正の改正概要と、情報処理実務への影響を扱う。標題は「2020年個人情報保護法改正」のみに触れているのであるが、2020年個人情報保護法改正を理解するためには、2021年個人情報保護法改正も理解する必要がある。なぜなら、①2020年個人情報保護法改正の全面施行と2021年個人情報保護法改正のうち、ざっくりいえば前半部分の施行は、同日である2022年4月1日であり、しかも、2020年個人情報保護法改正で新規に導入される条項はいわゆる枝番であるが（たとえば、適正利用義務を定める16条の2）、2021年個人情報保護法改正により枝番はすべて解消され、条文番号がずれる（たとえば、16条の2は19条となる）からである。これにより、2020年個人情報保護法改正による条文は使われないということになる。このため、2020年個人情報保護法改正に関する書籍であって、2021年個人情報保護法改正以前に出版されたものは、条文番号について、すべて読者側で読み替えて読む必要がある。また、②2020年個人情報保護法改正は、民間事業者（個人情報取扱事業者）

を対象とするものであったが、2021年個人情報保護法改正により、2020年の改正事項が行政機関等に対しても一定程度及んでいる。

考察対象である、影響が及ぶべき「情報処理実務」は、企業の業務の相当部分がIT化された現在では対象はほとんど無限定となってしまいが、ここでは、日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）における情報処理・提供サービス業（中分類39）を主として想定しよう。なかでも情報処理サービス業（3921）と、情報提供サービス業（3922）の関係が深いと思われる。情報処理サービス業の説明としては、「電子計算機などを用いて委託された情報処理サービス（顧客が自ら運転する場合を含む）、データエントリーサービスなどを行う事業所をいう」、情報提供サービス業の説明としては、「各種のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供する事業所をいう」とされる。あまりに古色蒼然としていて眩暈^{めまい}すらするが、前者は現代的にはSaaS型のITサービスを含み、後者はSNS等のデジタルプラットフォームを含むことになろう。そして、現在では、クラウドコンピューティングや人工知能、プロファイリングといった情報技術が当然に用いられている。実務への影響は、これらを念頭に検討することとする。

2020年個人情報保護法改正と2021年個人情報保護法改正

2020年個人情報保護法改正は、個人情報の保護

☆1 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）。

に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）によるものである。これは、2015年個人情報保護法改正時の改正法（平成27年法律第65号）附則12条2項が、「政府は、この法律の施行後3年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」としていた、いわゆる3年ごと見直し規定に沿うものである。

個人情報保護法は、2003年に成立し、2005年4月1日から全面施行されたが、2015年改正まで、本質的な改正がなされることはなかった。しかしながら、2003年から2015年までには、劇的な情報通信技術の進歩があったことはいままでのない。携帯電話でいえば、2003年の機種は、やっと動画をメール送信できるようになったところであるが、2015年にはもうiPhone 6sが発売している。SNSでいえば、2003年はmixiのサービス開始前であるが、2015年頃にはFacebookの利用者が日本で2,500万人を突破している^{※2}。個人情報・個人データを巡る状況は別世界になっているといつてよい。このように、長期間個人情報保護法を改正しなかった反省もあり、法令では異例の、3年「ごと」の見直しを行う条項が加えられた。2020年改正は、この、いわゆる3年ごと見直しに基づく初の改正であり、①個人の権利の在り方、②事業者の守るべき責務の在り方、③事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方、④データ利活用の在り方、⑤ペナルティの在り方、⑥法の域外適用・越境移転の在り方のそれぞれの領域で比較的細かい改正項目を含み、2020年6月5日に国会で成立、同

12日に公布された。全面施行は2022年4月1日である。改正された各項目の具体的内容は、後述する。

2021年個人情報保護法改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）によるもので、平成27年法律第65号附則12条6項が「政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする」としていたことに基づき、個人情報保護法制を一元化するものである。

すなわち、現行の個人情報保護法制は、基本法部分と民間事業者の規律を含む個人情報保護法のほか、行政機関による個人情報の取扱いを規律する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、以下、「行政機関個人情報保護法」という）、国立大学法人を含む独立行政法人等の個人情報の取扱いを規律する独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号、以下、「独立行政法人等個人情報保護法」という）のほか、地方公共団体にはそれぞれ別々の個人情報保護条例が存在し、公立大学等の地方独立行政法人を含む実施機関には個人情報保護条例が適用されるという縦割り構造となっているが、これが、2021年個人情報保護法改正によって、原則として新たな個人情報保護法に一本化される。従来の個人情報保護法部分に加え、旧行政機関個人情報保護法、旧独立行政法人等個人情報保護法の規律部分に相当する内容が公的部門の規律として加わり、地方公共団体にも原則として新たな個人情報保護法の公的部門の規律が適用される。また、個人情報保護委員会の監視監督の対象が公的部門にも広がる。本稿との関係では、公的部門の規律の整理に伴い、2020年個人情報保護法改正の内容のうち、公的部門へも波及させるべき項目については公的部門の規律にも取

^{※2} Yuhei Iwamoto 「Facebookの国内アクティブユーザーは2500万人、92%がモバイル利用——10代ユーザーの割合は少ない？」 TechCrunch Japan (2016年4月21日), <https://jp.techcrunch.com/2016/04/21/facebook-japan/>

り入れられていることが重要である。それ以外にも、医療分野・学術分野の規律を統一するため、公的部門に属する大学・病院・研究機関には、原則として新たな個人情報保護法の民間事業者への規律を適用し、学術研究にかかる民間事業者の適用除外規定についての精緻化、定義の統一等の内容が含まれているが、これらの内容については2021年個人情報保護法改正に関する文献を参照されたい^{☆3}。

2020年個人情報保護法改正の内容と情報処理実務への影響

個人の権利の在り方

個人の権利に関する改正項目として、①新たな要件による利用停止、消去等の請求権の創設、②保有個人データの開示方法につき、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにした、③個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人の開示請求が認められた、④保有個人データの要件であった、6カ月以上の保有が要件でなくなった、⑤オプトアウト規定により提供できる個人データを限定し、オプトアウト規定により取得したデータ等は提供不可能となった、⑥政令によるものであるが、保有個人データについての開示項目が増加した、という各点が存在する。

新たな要件による利用停止、消去等の請求権（①）の説明の前に、個人情報保護法上の利用停止、消去等の請求権の現状の要件の説明が必要であろう。現状では、保有個人データの利用の停止または消去に関する請求は、個人情報取扱事業者が目的外利用、同意のない第三者提供といった違法な行為を行っているときにしかできない（30条（2021年改正法全面施行後35条）1項、3項）。しかしながら、2020年改正法は、[1]本人が識別される保有個人データを個人情報取扱事業者が利用する必要が

なくなった場合、[2]本人が識別される保有個人データに係る事態（後述する漏えい等報告が必要な漏えい等）が生じた場合、[3]本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合、にも本人による利用停止、消去等請求権を認めた。

このうち、[1]は利用目的が終了しているという状態なので、目的外利用とほぼ同義である。[2]は違法な行為の類型自体が増えているのであるから当然である。議論を呼ぶのは[3]であり、「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」にも、利用停止、消去等の請求権が認められる（2021年改正法全面施行後35条5項、6項）。文言上は広く認められそうであるが、個人情報保護委員会が挙げている例は、「ダイレクトメールの送付を受けた本人が、送付の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、個人情報取扱事業者がダイレクトメールを繰り返し送付していることから、本人が利用停止等を請求する場合」「個人情報取扱事業者が、安全管理措置を十分に講じておらず、本人を識別する保有個人データが漏えい等するおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合」などである（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号、以下、「GL通則編」という。2022年4月1日施行予定版、以下ガイドラインにつき同じ）3-8-5-1事例1および3）。事例は体系的に公表されているわけではなく、違反になるかの予測可能性には乏しい。国会では、プロファイリングへの対応のための条項に本条項も含まれていると答弁されている^{☆4}。情報処理の過程で、プロファイリングを行うような場合には、「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれ」への配慮が必要となる。

保有個人データの開示方法につき、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにした（②）点

^{☆3} 立案担当者によるものとして、富安泰一郎・中田 響『一問一答 令和3年改正個人情報保護法』（商事法務、2021年）。

^{☆4} 第201回国会衆議院内閣委員会第13号（令和2年5月22日）衛藤国務大臣答弁。

については、現状、開示の方法は紙が原則であることを理解しておくべきであろう。しかしながら、情報処理関係事業者は、通常は個人データを電磁的記録の形式で保有しているのであって、開示方法に電磁的記録を含むことは、特段問題を生じさせるものではないだろう。

第三者提供記録が、本人の開示請求の対象となった(③)点については、そもそも、第三者提供記録の多くはネットワークのログであり、体系的に保存されていないことが多い。情報処理関係の事業者も例外ではなく、本人からの開示請求にただちに対応するためには、システムの改修が必要な場合も多いと思われる。もっとも、第三者提供記録の開示請求は頻繁になされるとは考えられず、どの程度投資するかはリスク判断となる。

保有個人データの要件であった、6カ月以上の保有が要件でなくなった(④)点は、もとより、保有が6カ月に満たない個人データについても、開示等の請求等への対応はなされていたと考えられ、情報処理関係の事業者においても、運用に変更が生じることはあまりないであろう。

オプトアウト規定により提供できる個人データを限定し、オプトアウト規定により取得したデータ等は提供不可能となった(⑤)点については、特に企業情報データベースを提供する事業者に影響が大きい。企業情報データベースについては、代表取締役等の役員や株主の個人名等を含むことによって、全体が個人情報データベース等に該当するとの解釈がなされる可能性がある。そうすると、企業情報データベースの内容を充実させようと、オプトアウト規定を用いている他の企業情報データベースから情報を取得すること自体が違法になる^{☆5}。企業情報データベースを運営する事業者はもちろん、これを利用する事業者においても注意が必要である。

^{☆5} 企業情報データベースに特化して検討したものとして、情報法制研究所「個人情報保護法令和2年改正に伴う企業データベース事業への影響に関する検討(提言に向けた中間整理)」(2021年1月15日)。

政令により保有個人データについての開示項目が増加した(⑥)点については、2021年改正法全面施行後35条1項4号および、2021年改正法全面施行後の個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)10条により、「法第23条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」が開示対象となったことの影響が大きい。安全管理措置については、大要、技術的、物理的、人的、組織的の安全管理措置のそれぞれを公表すればよく、これらにはさほどの支障はないと思われるが、「外的環境の把握」について、GL通則編が「個人情報取扱事業者が、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」と定めており(10-7)、「外国において個人データを取り扱う」には、「個人情報取扱事業者が、外国にある支店・営業所に個人データを取り扱わせる場合」「個人情報取扱事業者が、外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合」「外国にある個人情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人データを取り扱う場合(法第75条参照)」がすべて含まれるほか(個人情報保護委員会『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A(令和3年9月10日更新版Q10-22))、外国のサーバにおいて個人データを取り扱う場合も含まれる(GL通則編3-8-1「事例」)。SaaSやクラウドコンピューティングを利用している場合には、それらの取扱いに関する委託先「すべて」に、どこの「外国のある第三者」なのか、サーバの所在国はどこか、を問い合わせる必要が生じていることになる。この作業は相手方のあることであり、また、外国の事業者は日本の個人情報保護法遵守の必要性を重視しないこともあり、スムーズに進むものではない。施行に向けてただちに開始する必要がある。

事業者の守るべき責務の在り方

漏えい等が発生し、要配慮個人情報を含んでいる、不正アクセスによる等の一定の類型に該当する場合、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化された。2020年個人情報保護法改正前も告示でルールが定められていたところであるが、法的義務となったため、事業者は漏えい等発生時のフローを確立しておく必要がある。

また、違法または不当な行為を助長する等の不適正な方法による個人情報の利用が禁止された。2020年個人情報保護法改正前は、このような実質的判断を伴う違法事由はなかったが、今後は、個人情報の取扱いにおいて実質的な判断が求められることになる。この条項は、官報の破産者情報を Google マップにプロットして公開するという、いわゆる破産者マップ事件と、新卒就職情報サイトが、本人の同意なく、Cookie を用いて収集したサイト内の閲覧履歴等から内定辞退スコアを生成し、応募先企業に提供していたという、いわゆるリクナビ事件を背景に導入されている^{☆6}。ガイドラインにおいても、これらの事件を念頭においた事例が具体例として紹介されている（GL 通則編 3-2 事例 2 および 5）。違法となるハードルは高いとはいわれているものの、事業者においては、「不適正」を実質的に判断しつつ事業を構築することが求められる。

事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

特定分野に限った認定個人情報保護団体が認められるようになった。たとえば、マーケティングカメラに特化した認定個人情報保護団体、ということも可能である。特化した分野の情報処理に関する事業者は、業界において必要に応じて検討することになる。

^{☆6} 破産者マップの後継サイトへの個人情報保護委員会の対応として、「個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」（令和 2 年 7 月 29 日）、リクナビ事件についての個人情報保護委員会の対応として、「個人情報の保護に関する法律第 42 条第 1 項の規定に基づく勧告等について」（令和元年 8 月 26 日）および「個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」（令和元年 12 月 4 日）。

データ利活用の在り方

すでに、2015 年個人情報保護法改正において「匿名加工情報」が導入されていたが、2020 年個人情報保護法改正により、「仮名加工情報」制度が導入された。これは、第三者提供にはいっさい使えないものの、比較的容易な加工によって、個人情報の取扱いにおける利用目的の変更を可能とするものである。匿名加工情報の加工には、プライバシー保護データマイニングやプライバシー保護データパブリッシングの分野に属する専門知識が必要であったが、仮名加工情報にするための加工は、単体で特定の個人を識別するような項目（氏名等）を削除または置き換えるということが中心になるため、情報処理に関する事業者では比較的容易に導入できよう。

また、「個人関連情報」についての規律が導入された。これは、前述のリクナビ事件の反省から加えられたものであり、提供先で個人データとなることが想定される個人関連情報（個人情報、匿名加工情報および仮名加工情報でない個人に関する情報、Cookie およびそれに紐づく閲覧履歴や、特定の個人を識別する情報と紐づいていない購買履歴等が挙げられる）を提供するには、提供先であらかじめ本人から同意を取得し、それを提供元が確認する必要がある、というものである。インターネットにおいて広告関連の事業（いわゆるアドテク）を行う事業者への影響が最も大きく、複雑なスキームへの適用関係を精査する必要がある。

ペナルティの在り方

個人情報保護委員会からの命令違反、報告徴収への虚偽報告等について法定刑が引き上げられ、法人に関しては自然人と異なり、最大 1 億円の罰金が科せられるようになった（法人重科）。もっとも、個人情報保護委員会から措置命令が出たのは前述の破産者マップ事件が唯一であり、個人情報データベース等提供罪についてもいまだ立件されたという情報は無い。

法の域外適用・越境移転の在り方

法の域外適用の範囲が広がり、直接取得（日本にいる本人からの取得）のみならず、間接取得（第三者提供による日本にいる本人の情報の取得）の場合にも域外適用され得るようになったほか、個人情報保護委員会からの報告徴収、措置命令も域外適用されるようになった。外国から日本に対してサービスを提供しようとする際には気を付ける必要がある。

また、外国にある第三者への個人データの提供の規律が大幅に厳格化し、外国にある第三者への個人データの提供を、本人の同意によって行う場合には [1] 当該外国の名称, [2] 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報, [3] 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を情報提供することが必須となった。また、外国にある第三者への個人データの提供を、当該第三者が「個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者」であることを理由に行おうとする場合には、本人からの求めに応じて、[1] 当該外国の名称, [2] 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要その他の情報を提供する義務が定められた。これらの「外国における個人情報の保護に関する制度」や、「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」については、原則として各事業者が調査しなければな

らないが、欧州や米国ならともかく、必ずしも日本語および英語では情報が十分に入手できない国も存在する。そこで、個人情報保護委員会は、西村あさひ法律事務所に委託し、「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査結果報告書」（2021年11月）および、これに基づく、数10カ国の、「外国における個人情報の保護に関する制度」および「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」についてのサマリを公表している。外国にある第三者への提供に対応してプライバシーポリシー等に提供先外国についての情報を公表する場合、個人情報保護委員会のWebサイトにリンクを貼ることでこれら情報を提供することができる。

全面施行に向けて

いわば定期的なパッチ当てである2020年個人情報保護法改正であるが、情報処理関係の事業者の実務には多方面で大きな影響があることが理解されたかと思われる。2021年個人情報保護法改正とあわせて、全面施行に向けた作業を進めていただきたい。

(2022年2月6日受付)

■板倉陽一郎（正会員） itakura@hikari-law.com

2007年慶大法科大学院修了。2008年弁護士（ひかり総合法律事務所、2016年よりパートナー）。2017年より理研AIP客員主管研究員、2018年より国立情報学研究所客員教授、2020年より阪大ELSIセンター招へい教授、2021年より国立がん研究センター客員研究員。本会電子化知的財産・社会基盤研究会（EIP）幹事。